証券コード　7185
平成28年６月10日

株　主　各　位

大阪市西区新町一丁目３番19号
MGビルディング
ヒロセ通商株式会社
取締役社長　　細合　俊一

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月27日（月曜日）午後５時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月28日（火曜日）午前11時

２．場　　所　大阪市中央区本町三丁目６番12号
セントレジスホテル大阪　11階　アスター ボールルーム
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意下さい。）

３．目的事項

報告事項

１．第13期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第13期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）８名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.hirose-fx.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府や日銀による経済政策・金融政策の効果から、企業収益や雇用・所得環境に改善が見られ、景気が緩やかな回復基調で推移したものの、中国や米国の景気減速への懸念が為替や株価に影響し、期後半には先行きの不透明感が増加しました。

当社グループに関連する外国為替市場は、期初において119円台後半から始まった米ドル/円相場は、米国の経済指標が好調であったことにより年内の利上げが期待されたことから一時125円台まで円安ドル高が進みました。また、12月以降は原油先物相場の大幅な下落、資源価格下落を引き金とした世界的な株安、日銀によるマイナス金利発表等により、今後の米国における追加利上げに対する悲観的な見方が広まったことなどから円高が進行し、112円台半ばで期末を迎えました。

このような状況の中、当社グループにおいては、顧客ニーズに対応した取引システムのバージョンアップを行うとともに、顧客参加型リアルトレードバトルキャンペーンの実施、主要通貨ペアのスプレッドの縮小を実施することなどで、顧客満足度の向上を図りました。このように顧客ニーズを意識した活動を年間を通して実施した結果、顧客アンケート等の統計によって発表される「2015年オリコン日本顧客満足度ランキングFX取引部門」において３年連続で総合第１位の評価をいただきました。

上記のような取組みを行った結果、当社グループの口座数は402,367口座(前期比59.6%増)に達し、顧客預り証拠金は36,369,483千円（前期比21.7%増）となりました。また、年間の外国為替取引高は3兆9,878億通貨(前期比28.8%増)となりました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は、6,356,164千円（前期比27.9%増)、営業利益は1,259,742千円(前期比127.8%増)、経常利益は1,174,893千円(前期比141.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は705,833千円(前期比253.8%増)となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは、外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の業績は記載しておりません。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は総額42,267千円であり、その主要なものは、顧客の利便性向上及び取引システムの安定稼働のためのシステム開発に伴う費用等であります。

その内訳は、次のとおりであります。

ソフトウエア取得	32,471千円
器具備品取得	9,566千円
建物付属設備取得	229千円

（3）資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より800百万円の調達を行いました。また、３月に公募増資による新株の発行等により650百万円を調達いたしました。

（4）対処すべき課題

当社グループの主要な事業である外国為替証拠金取引事業は、証券取引等他の金融商品と比べ近年急成長している事業といえます。その背景には、オンラインによる24時間取引が可能であること、少額からの投資が可能であること、取り扱う商品が外国為替という身近なものであるということ等金融商品として魅力的なものであることが要因になっていると考えております。そのような中、当社グループでは、既存事業の一層の拡大及び安定的な収益計上への取組みが課題であると認識しており、今後の更なる成長のため、以下の内容を対処すべき課題ととらえ、対応に取り組んでまいります。

① 顧客ニーズの実現について

当社グループは、競争が激化する外国為替証拠金取引事業において、競争優位性を確保するためには、顧客ニーズの把握及び実現が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、取引システムの操作性、スプレッドの縮小等による取引コストの削減、顧客の取引収益の向上につながる情報の配信、キャンペーンの継続・条件の向上等顧

客ニーズを素早く把握するとともに、これらを早いサイクルで実現するための社内関係部門との連携及びシステム会社との連携を強化しております。今後もこれらの取組みについて、一層のスピードアップを図ることにより、顧客ニーズの実現に努めてまいります。

② 取引システムの安定稼働について

当社グループの主要な事業である外国為替証拠金取引事業は、オンラインシステムにより運営しており、取引システムの安定稼働が事業運営における重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、想定される取引高に対して事前に十分なキャパシティを確保するとともに、取引システムに関する保守・運用面の継続的な改善の他、災害や大規模なシステム障害等の有事に備えた「事業継続計画」の策定にも努めてまいります。

③ ブランディング力の強化について

当社グループは、競争が激化する外国為替証拠金取引事業において、競争優位性を確保するためには、ブランディング力の強化による同業他社との差別化が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、ネットワーク広告やマス広告の露出幅の拡大、ユニークなキャンペーンの実施及び社会貢献活動等を通じて当社グループの立ち位置を明確にしてきました。今後も同業他社との差別化を進め、ブランディング力向上に努めてまいります。

④ 収益源の多様化について

当社グループは、営業収益の大部分を外国為替証拠金取引に依存しており、外国為替市場の環境に影響を受ける可能性が高いため、外国為替市場の環境による収益面の不安定要素を軽減するとともに、安定した営業収益を確保するため、収益源の多様化を図ることが、重要な課題の一つであると認識しております。

当社グループでは、外国為替証拠金取引業者向けにホワイトラベルサービスの提供やカウンターパーティとしてカバー取引を行うなど国内外の金融商品取引業者を対象とした取引(BtoB)

にも取り組んでおります。

また、外国為替証拠金取引で蓄積したノウハウをもとに、バイナリーオプション取引等外国為替証拠金取引以外の金融商品の顧客向けサービスの向上にも取り組んでまいります。

⑤ 海外事業の拡大について

当社グループは、更なる収益基盤の拡大を図るため、国内での外国為替証拠金取引事業で蓄積したノウハウをもとに海外での事業拡大が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、平成22年10月に海外進出を目的としてHIROSE FINANCIAL UK LTD.（英国）を設立し、発展が目覚ましいアジア市場の開拓を目的として、平成24年10月にHIROSE TRADING HK LIMITED（香港）を、平成26年10月にHirose Financial MY Limited（マレーシア）をそれぞれ設立いたしました。また、平成27年６月に海外子会社への取引システム提供を目的としてHIROSE FINANCIAL LIMITED（香港）の株式を取得し、平成28年１月に海外子会社のコールセンター業務受託を目的としてHIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD.（マレーシア）を設立いたしました。当社グループの顧客ニーズを反映した取引システムやサービスを基盤として、各国の慣習、海外における金融商品の状況の把握、各国の顧客ニーズに対応したサービスの提供、低コストサービスの提供等により、海外での競争力の向上及び収益の増加に取り組んでまいります。

⑥ 優秀な人材の確保と育成について

顧客への適切なサービスの提供、顧客満足度の向上を図るためには、金融商品取引業者の社員として、適切な知識、認識、サービス精神を持った優秀な人材の確保と継続的な社員育成が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループの中心的存在として業務に取り組む意欲ある人材の採用を積極的に行っております。また、経営理念、コンプライアンスプログラム、規程等に基づく研修をはじめ、顧客満足度向上への取組みとして、カスタマーサポート担当社員はもとより、全社員に対して育成を図ってまいります。

更に、当社の企業価値を高めていくため、適正な人事考課を確立させ、適切な評価を行い、優秀な人材の確保に努めてまいります。

⑦ コンプライアンス体制の確立について

当社グループの取り扱う外国為替証拠金取引は、「金融商品取引法」、「金融商品の販売等に関する法律」及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等により、顧客の適合性の審査、広告掲載内容の審査、リスク説明、商品説明、疑わしい取引の防止等が義務付けられており、コンプライアンス体制の確立が、重要な課題の一つであると認識しております。

当社グループでは、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の制定を行い、コンプライアンス体制を強化し、高い倫理観をもって企業活動に取り組んでおります。また、役職員に対してコンプライアンスの周知徹底を目的とした研修等を定期的に実施し、グループ全体でコンプライアンスに対する意識向上に努めております。更に、個人情報について適切な保護措置が重要であると考え、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運営するプライバシーマーク取得企業として個人情報保護体制の適切な整備・運用を確保し、個人情報保護に対する意識向上を図っております。

今後においても、役職員に対するコンプライアンスの周知徹底、教育、啓蒙活動を通じ、企業情報の適時開示体制を含めたコンプライアンス体制の確立を図ってまいります。

（５）財産及び損益の状況の推移

①　企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第　10　期 （平成25年３月期）	第　11　期 （平成26年３月期）	第　12　期 （平成27年３月期）	第　13　期 （当連結会計年度） （平成28年３月期）
営　業　収　益	4,462,438 千円	4,991,224 千円	4,968,653 千円	6,356,164 千円
経　常　利　益	445,036 千円	904,335 千円	486,537 千円	1,174,893 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	248,714 千円	360,630 千円	199,513 千円	705,833 千円
１株当たり当期純利益	57.43 円	83.08 円	45.90 円	157.21 円
総　資　産	25,633,208 千円	32,996,251 千円	38,665,746 千円	47,147,187 千円
純　資　産	2,343,295 千円	2,715,212 千円	2,976,526 千円	4,285,927 千円

（注）１　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
２　第10期の総資産、純資産には、子会社HIROSE TRADING HK LIMITEDを連結しております。
３　第12期の総資産、純資産には、子会社Hirose Financial MY Limitedを連結しております。
４　第13期の総資産、純資産には、子会社HIROSE FINANCIAL LIMITED、HIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD.を連結しております。
５　当社は平成25年12月３日付で普通株式１株につき普通株式1,000株の割合で株式分割を行いましたが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益金額を算定しております。

②　当社の財産及び損益の状況

区　　分	第　10　期 （平成25年３月期）	第　11　期 （平成26年３月期）	第　12　期 （平成27年３月期）	第　13　期 （当事業年度） （平成28年３月期）
営　業　収　益	4,115,793 千円	4,233,563 千円	4,242,518 千円	5,516,556 千円
経　常　利　益	493,336 千円	662,049 千円	581,395 千円	1,114,046 千円
当　期　純　利　益	128,170 千円	140,031 千円	229,479 千円	615,822 千円
１株当たり当期純利益	29.59 円	32.26 円	52.79 円	137.16 円
総　資　産	23,666,323 千円	29,494,830 千円	34,770,666 千円	41,273,112 千円
純　資　産	2,240,827 千円	2,376,518 千円	2,661,327 千円	3,900,940 千円

（注）１　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
２　当社は平成25年12月３日付で普通株式１株につき普通株式1,000株の割合で株式分割を行いましたが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益金額を算定しております。

（6）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
JFX株式会社	317,000千円	100.0%	金融商品取引法に基づく 外国為替証拠金取引業
HIROSE FINANCIAL UK LTD.	4,167千ポンド	100.0%	金融サービス・市場法（FSMA）に基づく 外国為替証拠金取引業
HIROSE TRADING HK LIMITED	7,000千香港ドル	100.0% (100.0%)	外国為替証拠金取引業（予定）
Hirose Financial MY Limited	1,000千USドル	100.0%	外国為替証拠金取引業
HIROSE FINANCIAL LIMITED	600千香港ドル	100.0%	取引システムの提供
HIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD.	920千マレーシアリンギット	100.0%	コールセンター業務受託

（注）1 HIROSE TRADING HK LIMITEDの株式は、JFX株式会社を通じての間接所有となっております。

2 出資比率欄の（ ）内はJFX株式会社が所有する出資比率を内数で示しております。

3 平成28年3月31日現在において、HIROSE TRADING HK LIMITEDは、営業を開始しておりません。

（7）主要な事業内容

当社グループは、金融商品取引法に基づく外国為替証拠金取引業を主要な事業としております。

（8）企業集団の主要な拠点

① 当 社

本 社：大阪市西区新町一丁目３番19号ＭＧビルディング

② 子会社

JFX株式会社（本社：東京都中央区）

HIROSE FINANCIAL UK LTD.（本社：英国 ロンドン市）

HIROSE TRADING HK LIMITED（本社：中国 香港特別行政区）

Hirose Financial MY Limited（本社：マレーシア 連邦領ラブアン）

HIROSE FINANCIAL LIMITED （本社：中国 香港特別行政区）

HIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD. （本社：マレーシア ジョホールバル市）

（9）従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
78 名	6 名増

（注）従業員数は就業人員（使用人兼務取締役、当社グループ外への出向者及び休職者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員等）は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
61 名	3 名増	35.3 歳	4.0 年

（注）1 従業員数は就業人員（使用人兼務取締役、他社への出向者及び休職者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員等）は含まれておりません。
2 平均年齢及び平均勤続年数は、期間契約従業員（派遣社員含む）は含まれておりません。

(10)主要な借入先

借入先	借入額
株式会社新生銀行	900,000 千円
株式会社みずほ銀行	800,000 千円
株式会社みなと銀行	800,000 千円
オリックス銀行株式会社	500,000 千円
株式会社近畿大阪銀行	300,000 千円

２．会社の株式に関する事項

（１）発行可能株式総数　　18,124,000株

（２）発行済株式の総数　　5,781,000株（自己株式　80,000株を除く。）

（注）１．平成28年３月17日付の公募増資により、新株式を570,000株発行し、570,000株増加しております。

２．平成28年３月30日付のオーバーアロットメントによる売出しに関連して実施した第三者割当増資により、新株式を165,000株発行し、発行済み株式数の総数は、165,000株増加しております。

３．ストックオプションの行使により、発行済株式数の総数は595,000株増加しております。

（３）単元株式数　　100株

（４）株主数　　1,555名

（５）大株主

株主名	持株数	持株比率
細合　俊一	674,000株	11.66%
友延　雅昭	437,000	7.56
渋谷　誠一	430,000	7.44
株式会社SBI証券 代表取締役社長　高村　正人	283,000	4.90
石原　愛	236,800	4.10
野市　裕作	226,800	3.92
松井　隆司	216,800	3.75
松田　弥	216,800	3.75
村井　昌江	200,000	3.46
安島　正治	200,000	3.46

（注）　持株比率は、自己株式（80,000株）を控除して計算しております。

（６）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

（１）当事業年度末日における新株予約権の状況

・新株予約権の数

200個

・目的となる株式の種類及び数

普通株式　200,000株（新株予約権１個につき1,000株）

・当社取締役の保有する新株予約権の区分合計

	回次（行使価額）	行 使 期 間	個　　数	保有者数
取締役	第１回（150,000円）	平成21年９月22日 ～平成29年９月21日	160個	３ 名
	第２回（150,000円）	平成22年３月15日 ～平成30年３月14日	40個	４ 名

（２）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（３）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

（１）取締役及び監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細　合　俊　一	HIROSE FINANCIAL UK LTD.　取締役
専務取締役	衣　川　貴　裕	内部管理部長 JFX株式会社　取締役 HIROSE TRADING HK LIMITED　取締役 Hirose Financial MY Limited　取締役 HIROSE FINANCIAL LIMITED　取締役
常務取締役	友　延　雅　昭	業務本部長 HIROSE FINANCIAL UK LTD.　取締役 Hirose Financial MY Limited　取締役
取　締　役	松　田　　弥	管理本部長兼総務部長 JFX株式会社　取締役
取　締　役	石　原　　愛	業務部長
取　締　役	松　井　隆　司	経営企画室長
取　締　役	野　市　裕　作	広報部長 HIROSE TRADING HK LIMITED　取締役
取　締　役	古　草　鉄　也	市場管理担当
常勤監査役	大　原　理恵子	
監　査　役	津　田　和　義	津田和義公認会計士・税理士事務所　代表 株式会社ブレイントラスト　代表取締役 アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社　社外監査役
監　査　役	籔　内　正　樹	籔内法律事務所　代表

（注）１　監査役津田和義氏及び監査役籔内正樹氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

２　監査役津田和義氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。

３　監査役籔内正樹氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

４　監査役津田和義氏及び監査役籔内正樹氏は、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届出を行っております。

（２）当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①　就任

平成27年６月25日開催の第12期定時株主総会において、大原理恵子氏が新たに監査役に選任

され、就任いたしました。

平成27年11月27日開催の臨時株主総会において、細合俊一氏、衣川貴裕氏、友延雅昭氏、松田弥氏、石原愛氏、松井隆司氏、野市裕作氏、古草鉄也氏が取締役に、大原理恵子氏、津田和義氏、籔内正樹氏が監査役に再任され、それぞれ就任いたしました。

② 退任

平成27年６月25日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって、監査役沖康治氏は辞任により退任いたしました。

③ 当事業年度中の取締役及び監査役の地位・担当等の異動

平成27年６月25日付で、取締役衣川貴裕氏は、専務取締役となりました。

（３）責任限定契約の内容の概要

当社と各監査役は、会社法第423条第１項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

（４）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

①　当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	報 酬 等 の 額
取締役	８名	434,472千円
監査役 （うち社外監査役）	４名 （２名）	13,699千円 （7,200千円）
合計	12名	448,171千円

（注）１　上記には、平成27年６月25日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名が含まれております。

２　取締役の報酬限度額は、平成25年６月27日開催の第10期定時株主総会において年額1,000百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

３　監査役の報酬限度額は、平成25年６月27日開催の第10期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

４　上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金の繰入額132,701千円(取締役131,692千円、監査役1,009千円)を含んでおります。

②　当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成27年６月25日開催の定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

・　監査役１名に対して3百万円

（５）社外役員に関する事項

①　監査役　津田和義

イ　他の法人等の業務執行者の兼任状況及び当社と当該法人等との関係

津田和義公認会計士・税理士事務所の代表及び株式会社ブレイントラストの代表取締役を兼任しておりますが、両社と当社との間には資本関係、取引関係ともありません。

ロ　他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該法人等との関係

アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と当該法人との間で取引関係はありません。

ハ　当該事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会23回のすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的知識や経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べております。

② 監査役　籔内正樹

イ　他の法人等の業務執行者の兼任状況及び当社と当該法人等との関係

籔内法律事務所の代表として弁護士業務を兼任しておりますが、同弁護士事務所と当社との間には資本関係、取引関係ともありません。

ロ　他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該法人等との関係

該当事項はありません。

ハ　当該事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会20回中19回、監査役会23回中22回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的知識や経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役を置くことの有益性を認識し、これまでも適任者の人選を行っておりましたが、適任者を確保するには至らず、社外取締役を選任しておりませんでした。このたび、平成27年５月１日施行の改正会社法により新設された会社機関である監査等委員会設置会社へ移行することを、平成28年５月30日の当社取締役会で決議するとともに、適任の社外取締役候補者を確保できましたので、平成28年６月28日開催の当社第13期定時株主総会へ監査等委員会設置会社に移行するための議案及び社外取締役の選任議案を上程することといたしました。

５．会計監査人の状況

（１）会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

（２）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,200千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,316千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に準ずる監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容を参考に必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

（３）非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、株式上場に係るコンフォート・レター作成業務の対価を支払っております。

（４）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性を高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

（５）責任限定契約の内容

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

（１）職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．コンプライアンスの概念を当社グループの全役職員が共有し、コンプライアンス体制を確立することを経営の最重要課題の一つとして掲げております。そのため、コンプライアンス遵守の基本規程である「コンプライアンス管理規程」を制定するとともに、当社の遵守事項を「コンプライアンスマニュアル」に定め全役職員に配布し周知徹底させております。

ロ．取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」及びその他の社内規程に従い経営の重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督しております。取締役会に付議すべき事項については、「職務権限規程」で具体的に定めております。

ハ．監査役は、法令及び監査役会が定めた監査方針に基づき、取締役会及び重要会議への出席、業務執行状況の調査を通じて、取締役の職務執行を監査しております。

ニ．コンプライアンス体制の充実、徹底を図るため、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っております。また、コンプライアンスに関する事項の相談窓口として、社内相談窓口及び社外相談窓口を設置しております。なお、社外相談窓口については社外弁護士を選任し、内部通告者保護に配慮することでその実効性を高めております。

ホ．取締役社長直轄の内部監査室は、各部門における職務の執行状況を監査し、随時取締役社長に報告しております。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録をはじめ重要な諸会議の議事録やその他の重要文書(電磁的記録を含む)は社内規程(「文書管理規程」等)に従い適切に保存及び管理いたします。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は、事業の推進及び企業価値の維持・向上を妨げる可能性のあるリスクを「危機管理規程」に定めており、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することで企業リスクの事前回避に努めます。

ロ．リスクが顕在化し危機が発生した場合は、取締役社長が対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめるとともに、再発防止策を講じます。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会を毎月１回、その他必要に応じて臨時に開催し、経営の基本方針・戦略の策定、重要業務に関する決議及び取締役の職務執行を監督しております。

ロ．取締役の職務執行を円滑かつ効率的に行うため、原則として経営会議を毎月２回開催し、会社の基本方針ならびに重要な業務執行に関する事項の協議・検討を行っております。

ハ．経営計画・経営方針を策定し、基本戦略、経営目標の浸透を図るとともに、各取締役が職務分掌ごとに業務遂行に努めております。

⑤　当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、経営企画室を子会社管理の担当部門とし、「子会社管理規程」に基づき、子会社の事業が適切に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握しております。また、当社取締役が子会社取締役を兼務し、重要会議等へ出席することで、子会社の取締役等の業務執行に係る報告を受けております。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査室は、企業グループとして統一された基準で内部監査を実施し、子会社における経営情報及びリスク情報を把握しております。また、子会社管理担当部門は、子会社に損失の危険が発生することを把握した場合は、速やかにその内容及び当社グループに与える影響等を取締役会・経営会議等に報告することとしております。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社経営企画室は、子会社に対して貸借対照表・損益計算書等の計算書類、予算実績対比表等の提出及び報告を定期的に求め、子会社の経営内容を的確に把握することとしております。また、当社取締役管理本部長は、子会社の決算について、定期的に取締役会にて報告を行っております。

ニ．子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社内部監査室は、当社及び当社の子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査しております。また、内部監査の結果は、当社取締役会及び子会社に報告しております。

⑥　監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する使用人を配置することとしております。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役は、当該使用人に対して監査役の職務の補助を行うよう命令できるものとし、当該使用人は、その命令に関しては、監査役以外の者から指揮命令を受けないものとしております。

ロ．監査役を補助する使用人の人事考課、異動、懲戒等については監査役の同意を得るものとしております。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合及びあらかじめ監査役と協議して定めた事項について監査役に報告することとしております。

ロ．取締役及び使用人は、監査役から報告を求められた業務に関する事項その他に関する報告を行っております。

ハ．当社は、上記イ、ロの報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わないこととしております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会及びその他重要な会議に出席しております。

ロ．監査役は、取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、対処すべき課題等について意見を述べるとともに、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

ハ．監査役は、会計監査人、内部監査室と監査上の重要課題等について意見・情報交換をし、互いに連携して内部統制システムの整備を推進しております。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものといたします。

⑪　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。

(a) 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、組織全体として対応します。

(b) 当社は、反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保します。

(c) 当社は、反社会的勢力の排除に関し、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門家と緊密な連携関係を構築してまいります。

(d) 当社は、取引関係を含めて、反社会的勢力との一切の関係を持ちません。

(e) 当社は、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。
(f) 当社は、反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
(g) 当社は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を行いません。
(h) 当社は、反社会的勢力への資金提供を行いません。
(i) 当社は、すでに当社と取引をしている方が反社会的勢力であることが判明した場合、取引の解消に向けた適切な措置を速やかに講じます。

ロ．反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a)社内規則の整備

当社は、上記基本方針に基づき、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を整備しております。

(b)対応統括部署及び不当要求防止責任者について

当社は、内部管理部を反社会的勢力対応の統括部署として定めております。また、不当要求防止責任者を選任・配置し、反社会的勢力からの不当要求に対応します。

(c) 外部の専門機関との連携状況

当社は、外部専門機関と契約を結び、反社会的勢力との関係遮断に関する研修へ参加する他、緊急時における警察への通報、弁護士への相談を必要に応じて実施できる体制を整えております。

(d) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

内部管理部において反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する態勢としております。

(e) 対応マニュアルの整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断に関するマニュアルを整備し、具体的な取組内容を記載しております。

(f) 研修活動の実施状況

当社では、反社会的勢力対応をコンプライアンス上の重要項目と位置付け、コンプライアンスマニュアルの遵守事項に反社会的勢力との関係遮断について明記し、朝礼等で読み合わせを行い、役職員の周知徹底を図っております。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、取締役会で決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

当事業年度においては、役職員に対しコンプライアンスプログラムに基づく社内外研修の実施、定期的なコンプライアンスマニュアル読み合わせを行うなど、コンプライアンス遵守に向けて全社での取り組みを行いました。また、コンプライアンス委員会の開催（13回開催）や内部監査を通じてコンプライアンスの遵守状況を都度確認し、問題となる事象が発生していないことを確認しております。

7．株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な企業価値の向上に努め、株主に対する利益還元を行うことを経営の重要な課題の一つとして認識しております。そのため、剰余金の配当等の決定に関しては、今後の事業展開及び経営体質強化のための内部留保資金とのバランスを総合的に勘案したうえで、業績に見合った利益還元を実施することを基本方針としております。

上記の方針に基づき、当期の剰余金の配当につきましては、１株当たり16円とさせていただきます。

なお、当社は、年１回の期末配当を基本的な方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

（注） 本報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）　　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**46,937,104**	**流動負債**	**41,640,411**
現金及び預金	4,848,422	外国為替取引預り証拠金	36,369,483
外国為替取引顧客分別金信託	30,622,000	外国為替取引顧客差金	593,231
外国為替取引顧客差金	6,525,315	外国為替取引顧客未払金	694,812
外国為替取引顧客未収入金	110,523	外国為替取引自己取引差金	22,667
外国為替取引差入証拠金	4,305,514	外国為替取引自己取引未払金	1,054
外国為替取引自己取引差金	111,184	短期借入金	3,100,000
外国為替取引自己取引未収入金	126,688	未払金	342,874
貯蔵品	45,231	未払費用	39,545
未収入金	38,957	未払法人税等	377,330
未収還付消費税等	118,642	賞与引当金	52,351
前払費用	32,471	その他	47,059
繰延税金資産	44,149	**固定負債**	**1,220,848**
その他	8,003	長期借入金	500,000
固定資産	**210,083**	退職給付に係る負債	35,410
有形固定資産	**65,890**	役員退職慰労引当金	685,344
建物	40,451	資産除去債務	94
車両運搬具	8,124	**負債合計**	**42,861,260**
器具備品	17,314	**純資産の部**	
無形固定資産	**68,945**	**株主資本**	**4,283,349**
ソフトウエア	68,698	資本金	790,668
その他	246	資本剰余金	408,228
投資その他の資産	**75,247**	利益剰余金	3,110,853
長期前払費用	3,333	自己株式	△26,400
繰延税金資産	37,594	**その他の包括利益累計額**	**2,578**
差入保証金	24,869	為替換算調整勘定	2,578
その他	19,698	**純資産合計**	**4,285,927**
貸倒引当金	△10,247		
資産合計	**47,147,187**	**負債・純資産合計**	**47,147,187**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		
外国為替取引損益	6,340,824	
外国為替取引受取手数料	1,558	
その他の営業収益	13,781	**6,356,164**
営業費用		
販売費及び一般管理費		5,096,421
営業利益		**1,259,742**
営業外収益		
受取利息	7,124	
貸倒引当金戻入額	2,553	
還付金収入	3,289	
その他	2,854	15,821
営業外費用		
支払利息	77,486	
株式交付費	19,908	
為替差損	1,696	
その他	1,579	100,671
経常利益		**1,174,893**
特別利益		
固定資産売却益		2,261
特別損失		
固定資産除却損		30
税金等調整前当期純利益		**1,177,125**
法人税、住民税及び事業税	485,144	
法人税等調整額	△ 13,852	471,291
当期純利益		705,833
親会社株主に帰属する当期純利益		**705,833**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	
当期首残高	420,795	127,605	2,433,137	△26,400	2,955,137	21,389	2,976,526
当期変動額							
新株の発行	369,873	280,623	―	―	650,496	―	650,496
剰余金の配当	―	―	△26,706	―	△26,706	―	△26,706
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	705,833	―	705,833	―	705,833
連結範囲の変動に伴う利益剰余金の減少高	―	―	△1,411	―	△1,411	―	△1,411
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	―	―	―	―	―	△18,811	△18,811
当期変動額合計	369,873	280,623	677,716	―	1,328,212	△18,811	1,309,400
当期末残高	790,668	408,228	3,110,853	△26,400	4,283,349	2,578	4,285,927

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	６社
連結子会社の名称	JFX株式会社
	HIROSE FINANCIAL UK LTD.
	HIROSE TRADING HK LIMITED
	Hirose Financial MY Limited
	HIROSE FINANCIAL LIMITED
	HIROSE BUSINESS SERVICE SDN.BHD.

このうち、HIROSE FINANCIAL LIMITEDについては、当連結会計年度において株式を取得したことにより、当連結会計年度から連結子会社に含めております。また、HIROSE BUSINESS SERVICE SDN.BHD.については、当連結会計年度において新たに設立したことにより、当連結会計年度から連結子会社に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、HIROSE TRADING HK LIMITED、Hirose Financial MY Limited、HIROSE FINANCIAL LIMITED、HIROSE BUSINESS SERVICE SDN.BHD.の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

当社及び国内子会社は、定率法（ただし、建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、在外子会社については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	５年～31年
車両運搬具	４年～５年
器具備品	３年～15年

ロ．無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（３年～５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．長期前払費用

均等償却を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

ロ．退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定は簡便法（期末自己都合要支給額）を採用しております。

ハ．顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益（スワップを含む。）を外国為替取引損益に、取引に係る受取手数料を外国為替取引受取手数料として計上しております。

このうち、評価損益は、顧客を相手方とする外国為替証拠金取引に係る未決済ポジションについて取引明細毎に算定し、これらを顧客毎に合算し損益を相殺した上で、評価益相当額を連結貸借対照表上の外国為替取引顧客差金勘定(資産)に、評価損相当額を外国為替取引顧客差金勘定(負債)にそれぞれ計上しております。未決済ポジションに対する累積スワップポイントについても取引明細毎に算定し、顧客ごとに合算して損益を相殺した上で、評価益相当額を同貸借対照表上の外国為替取引顧客未収入金勘定に、評価損相当額を外国為替取引顧客未払金勘定にそれぞれ計上しております。

また、当社及び国内子会社において、顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第43条の３第１項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第１項第１号に定める金銭信託(顧客区分管理信託)により自己の固有財産と区分して管理しております。当該金銭信託に係る元本は連結貸借対照表上の外国為替取引顧客分別金信託勘定に計上しております。

ニ．カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

当社のカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として計上しております。

なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引に係る未決済ポジションを、カウンターパーティ毎、取引明細毎に算定し、これらを決済日毎に合計し損益を相殺した上で、各勘定に計上しております。損益算定日の翌営業日を決済日とするポジションに係る評価益相当額を、連結貸借対照表上の外国為替取引自己取引未収入金勘定、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替取引自己取引未払金勘定、損益算定日の翌々営業日以降を決済日とするポジションに係る評価益相当額を、連結貸借対照表上の外国為替取引自己取引差金勘定(資産)、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替取引自己取引差金勘定(負債)にそれぞれ計上しております。

また、当社のカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引における未決済ポジションに係るスワップも、カウンターパーティ毎、取引明細毎に算定し、合算して損益を相殺した上で、評価益相当額を連結貸借対照表上の外国為替取引自己取引未収入金勘定に、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替取引自己取引未払金勘定にそれぞれ計上しております。

ホ．重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

２．会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	995,000千円

② 担保に係る債務

短期借入金	3,000,000千円

上記のほか、当社からのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関より支払承諾契約（以下「ボンド・ファシリティ契約」という。）に基づく極度額4,000,000千円とする債務保証を受けており、当該債務保証に対する担保として現金及び預金（定期預金）1,200,000千円を差入れるとともに、顧客区分管理信託契約に基づく信託受益権に係る信託財産のうち、顧客区分管理必要額等控除後の残余財産に対して、金融機関を質権者とする質権を設定しております。

また、ボンド・ファシリティ契約には、主に下記の内容の財務制限条項が付されております。各財務制限条項に抵触した場合には、契約先金融機関の裁量により保証を受けられなくなる可能性があります。

（財務制限条項）

・金融商品取引法第46条の６第１項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200％超に維持すること。

なお、当連結会計年度末における被保証債務残高及び各財務制限条項への抵触の事実はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　104,745千円

(3) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため当連結会計年度において取引銀行７行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における借入金未実行残高等は、次のとおりであります。

当座貸越極度額及び コミットメントライン契約の総額	3,300,000千円
借入実行残高	3,100,000千円
差引額	200,000千円

また、当社が契約する当座貸越契約及びコミットメントライン契約には、主に下記の内容の財務制限条項が付されております。各財務制限条項に抵触した場合には、貸出人の要求に基づき各借入金に関して貸出人に対し負担する一切の債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

（財務制限条項）

１.当座貸越契約

金融商品取引法第46条の６第１項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200％超に維持すること。

２.コミットメントライン契約

決算期（第二四半期を含まない。）の末日における単体の自己資本規制比率が200％を下回らせないこと。

なお、当連結会計年度末における各財務制限条項への抵触の事実はありません。

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　5,861,000株

(2) 配当に関する事項

①　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年６月25日定時株主総会	普通株式	26,706千円	6円	平成27年３月31日	平成27年６月26日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年６月28日定時株主総会	普通株式	92,496千円	16円	平成28年３月31日	平成28年６月29日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　375,000株

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組み方針

当社グループは、顧客との相対取引により外国為替証拠金取引等の外国通貨に関わる店頭デリバティブ取引を行っております。顧客との外国為替証拠金取引は、預り証拠金の入金により開始され、インターネットを経由して注文・受諾により成立いたします。また、顧客との取引から生ずる為替変動リスクを回避するために、適時カウンターパーティに対しカバー取引を行っております。

この事業を行うために必要な資金の調達は、主に自己資本及び金融機関等からの借入金によって賄っております。また、余剰資金の運用は、流動性預金をはじめとする短期の預金等に限定しており、市場リスクをともなう投機的な取引は一切行わない方針であります。

当社及び国内子会社において、顧客から外国為替証拠金取引等のために預託された金銭は、金融商品取引法第43条の３第１項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第１項第１号に定める金銭信託により自己の固有財産と区分して管理しております。また、在外子会社HIROSE FINANCIAL UK LTD.及びHirose Financial MY Limitedにおいて、顧客から外国為替証拠金取引等のために預託された金銭は、現地の法令等に基づいて自己の固有財産と区分して管理しております。

② 金融商品の内容及びリスク

当社グループは、顧客との間で外国為替証拠金取引及びバイナリーオプション取引を行っております。このうち、外国為替証拠金取引は少ない資金を担保として大きな金額の取引を行うことができることから顧客は預け入れた証拠金以上の損失を被る可能性があります。その場合には、当該顧客に対して発生した金銭債権について信用リスクが発生いたします。一方、バイナリーオプション取引は、権利行使時の為替相場水準により、顧客が支払ったプレミアム以上の利益を受け取ることができるか、若しくは支払ったプレミアムの全額を失うという取引であるため、顧客は支払ったプレミアム以上の損失を被ることがありません。そのため、バイナリーオプション取引では、顧客に対する信用リスクは発生いたしません。

当社及び国内子会社において外国為替証拠金取引等を行う顧客から受け入れた預り資産は、信託業務を行っている銀行と契約を結び、外国為替取引顧客分別金信託として金銭信託により自己の固有財産と区分して管理しております。当該信託財産は、信託法により信託先の破綻リスクから保護されております。また、在外子会社HIROSE FINANCIAL UK LTD.及びHirose Financial MY Limitedにおける外国為替証拠金取引等に関する顧客からの預り資産は外貨建てであるため、為替変動リスクが存在しますが、各外貨にて保管しているため実質的にリスクは負担しておりません。

当社グループは、顧客との取引から生ずる為替変動リスクを回避するためにカウンターパーティを相手方とするカバー取引を行っており、カバー取引を行うためにカウンターパーティに差入れている外国為替取引差入証拠金は信用リスクに晒されております。また、カバー取引の際の決済履行に係る債権及び債務は、外貨建て資産及び負債を含んでいるため為替変動リスクに晒されております。

上記の外国為替取引事業においては、カウンターパーティへの証拠金の差入れや、取引に基づく顧客資産の増減と信託の差替えタイミングのズレによる一時的な資金負担の増加に伴い流動性リスクが発生します。

現金及び預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されております。また、在外子会社における現金及び預金は外貨建てであるため、為替変動リスクに晒されております。

短期借入金及び長期借入金は、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。また、短期借入金は金利の変動リスクに晒されており、長期借入金は市場金利の変動に伴う時価の変動リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

当社グループの金融商品に係るリスク管理は、金融商品取引法第46条の６に定める自己資本規制比率の管理を基礎として実施しております。

このため、信用リスク及び市場リスクについては、金融商品取引業等に関する内閣府令第178条及び「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」（平成19年金融庁告示第59号）に基づき、毎営業日これらのリスクをリスク相当額として定量的に算出した上で自己資本規制比率を算出しております。

外国為替証拠金取引に係るリスク相当額は、社内規程においてこれらの限度枠を設定しており、カバー取引業務を行う部門である業務部から独立した管理部が毎営業日リスク相当額を算出し、これらが限度枠内に収まっていることを代表取締役社長に報告するとともに、毎月末の自己資本規制比率の状況を取締役会に報告することにより管理しております。

イ．信用リスクの管理

当社グループでは、外国為替証拠金取引を行う顧客の損失の拡大を防止する目的で、顧客の有効証拠金の額が必要証拠金の額を下回った時に、自動的に顧客の保有ポジションの全部を反対売買して決済する自動ロスカット制度を取り入れております。この制度により顧客に対する信用リスクの軽減を図っております。

カバー取引の利用に当たっては、カウンターパーティリスクを軽減するために、複数の信用度の高い金融機関等とのみ取引を行っており、カウンターパーティに対する信用リスクが顕在化する可能性は小さいものと考えておりますが、カバー取引を行うに当たり、必要となる差入証拠金の一部を金融機関との支払承諾契約に基づく信用状により代用することで、信用リスクの低減を図っております。また、カウンターパーティの信用状況に起因する出来事によりカバー取引を実施できない事態が発生するリスクを回避するために、カウンターパーティを複数選定することにより、信用リスクの軽減を図っております。

ロ．市場リスク（為替変動リスク）の管理

外国為替証拠金取引は、当事者間の相対取引でありますが、顧客との取引により生じたポジションは、為替が顧客の有利に動いた場合は当社の損失に、逆に不利に動いた場合は当社の利益に繋がることになり、為替変動によるリスクをともないます。当社はこの為替変動リスクを回避し、安定的な収益を確保するため顧客からの売買注文と同様の売買注文をカウンターパーティへ発注するカバー取引を行うことで為替変動リスクの低減を行っております。なお、カバー取引は担当部門(業務部)が社内規程等により定められた方法で行い、カバー取引の実施状況を管理部において毎日モニタリングすることで、リスクの軽減を図っております。

ハ．流動性リスクの管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新しております。また、外国為替証拠金取引を行うに当たり、金融機関から借入の限度枠の設定を受けることにより一時的な資金需要への余力を確保するほか、カウンターパーティとの間でカバー取引を行うに当たって必要となる差入証拠金の一部を金融機関との支払承諾契約に基づく信用状により代用することで、手許資金の流動性を確保し、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

「(2)金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,848,422	4,848,422	―
(2) 外国為替取引顧客分別金信託	30,622,000	30,622,000	―
(3) 外国為替取引顧客未収入金	110,523	110,523	―
(4) 外国為替取引差入証拠金	4,305,514	4,305,514	―
(5) 外国為替取引自己取引未収入金	126,688	126,688	―
資産計	40,013,148	40,013,148	―
(1) 外国為替取引預り証拠金	36,369,483	36,369,483	―
(2) 外国為替取引顧客未払金	694,812	694,812	―
(3) 外国為替取引自己取引未払金	1,054	1,054	―
(4) 短期借入金	3,100,000	3,100,000	―
(5) 長期借入金	500,000	498,251	△1,748
負債計	40,665,350	40,663,602	△1,748
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	6,020,601	6,020,601	―

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)外国為替取引顧客分別金信託、(3) 外国為替取引顧客未収入金、(4)外国為替取引差入証拠金、(5) 外国為替取引自己取引未収入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)外国為替取引預り証拠金、(2)外国為替取引顧客未払金、(3) 外国為替取引自己取引未払金、(4)短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

残存期間における元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の連結決算日に

おける契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等（千円）	うち1年超	時価（注）（千円）	評価損益（千円）
市場取引以外の取引	外国為替証拠金取引（顧客）				
	売建	106,563,245	―	4,317,150	4,317,150
	買建	73,969,235	―	1,614,933	1,614,933
	合計	―	―	5,932,083	5,932,083
	外国為替証拠金取引（カウンターパーティ）				
	売建	20,750,527	―	△43,028	△43,028
	買建	46,571,998	―	131,546	131,546
	合計	―	―	88,517	88,517

（注） 時価の算定方法　外貨建の契約額に連結会計年度末の直物為替相場を乗じて評価した想定元本から、契約額を差し引いた金額により算定しております。

② ヘッジ会計が適用されているもの
該当事項はありません。

２．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）
現金及び預金	4,848,422
外国為替取引顧客分別金信託	30,622,000
合計	35,470,422

３．短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）
短期借入金	3,100,000	―	―
長期借入金	―	500,000	―
合計	3,100,000	500,000	―

６．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	741円38銭
１株当たり当期純利益	157円21銭

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

８．その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）　　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**40,652,799**	**流動負債**	**36,158,153**
現金及び預金	3,890,193	外国為替取引預り証拠金	31,108,535
外国為替取引顧客分別金信託	25,465,000	外国為替取引顧客差金	480,599
外国為替取引顧客差金	6,412,635	外国為替取引顧客未払金	684,206
外国為替取引顧客未収入金	99,916	外国為替取引自己取引差金	22,667
外国為替取引差入証拠金	4,305,514	外国為替取引自己取引未払金	1,054
外国為替取引自己取引差金	111,184	短期借入金	3,100,000
外国為替取引自己取引未収入金	126,688	未払金	287,185
貯蔵品	44,735	未払費用	36,922
未収入金	25,914	未払法人税等	343,063
未収還付消費税等	95,206	前受金	701
前払費用	24,889	預り金	45,334
繰延税金資産	40,524	賞与引当金	47,884
その他	10,396		
固定資産	**620,312**	**固定負債**	**1,214,017**
有形固定資産	**58,874**	長期借入金	500,000
建物	37,565	退職給付引当金	32,839
車両運搬具	8,124	役員退職慰労引当金	681,084
器具備品	13,184	資産除去債務	94
無形固定資産	**63,661**	**負債合計**	**37,372,171**
ソフトウエア	63,415	**純資産の部**	
その他	246	**株主資本**	**3,900,940**
投資その他の資産	**497,775**	**資本金**	**790,668**
関係会社株式	431,442	**資本剰余金**	**408,228**
長期前払費用	3,333	資本準備金	389,198
繰延税金資産	36,474	その他資本剰余金	19,030
差入保証金	20,122	**利益剰余金**	**2,728,444**
その他	16,598	利益準備金	1,100
貸倒引当金	△10,194	その他利益剰余金	2,727,344
		繰越利益剰余金	2,727,344
		自己株式	**△ 26,400**
資産合計	**41,273,112**	**純資産合計**	**3,900,940**
		負債・純資産合計	**41,273,112**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		
外国為替取引損益	5,501,216	
外国為替取引受取手数料	1,558	
その他の営業収益	13,781	5,516,556
営業費用		
販売費及び一般管理費		4,324,608
営業利益		**1,191,947**
営業外収益		
受取利息	6,114	
関係会社経営指導料	8,634	
貸倒引当金戻入額	2,606	
その他	2,663	20,018
営業外費用		
支払利息	77,486	
株式交付費	19,908	
為替差損	524	97,919
経常利益		**1,114,046**
特別利益		
固定資産売却益		2,261
特別損失		
固定資産除却損	30	
関係会社株式評価損	96,806	96,836
税引前当期純利益		**1,019,472**
法人税、住民税及び事業税	418,502	
法人税等調整額	△14,853	403,649
当期純利益		**615,822**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	420,795	108,575	19,030	127,605	1,100	2,138,227	2,139,327	△26,400	2,661,327	2,661,327
当期変動額										
新株の発行	369,873	280,623	—	280,623	—	—	—	—	650,496	650,496
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△26,706	△26,706	—	△26,706	△26,706
当期純利益	—	—	—	—	—	615,822	615,822	—	615,822	615,822
当期変動額合計	369,873	280,623	—	280,623	—	589,116	589,116	—	1,239,612	1,239,612
当期末残高	790,668	389,198	19,030	408,228	1,100	2,727,344	2,728,444	△26,400	3,900,940	3,900,940

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　　定率法(ただし、建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	５年～31年
車両運搬具	４年～５年
器具備品	４年～15年

② 無形固定資産　　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間(３年～５年)に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用　　均等償却を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　　従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定は簡便法(期末自己都合要支給額)を採用しております。

④ 役員退職慰労引当金　　役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

② 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益（スワップを含む。）を外国為替取引損益に、取引に係る受取手数料を外国為替取引受取手数料として計上しております。

このうち、評価損益は、顧客を相手方とする外国為替証拠金取引に係る未決済ポジションについて取引明細毎に算定し、これらを顧客毎に合算し損益を相殺した上で、評価益相当額を貸借対照表上の外国為替取引顧客差金勘定(資産)に、評価損相当額を外国為替取引顧客差金勘定(負債)にそれぞれ計上しております。未決済ポジションに対する累積スワップポイントについても取引明細毎に算定し、顧客ごとに合算して損益を相殺した上で、評価益相当額を同貸借対照表上の外国為替取引顧客未収入金勘定に、評価損相当額を外国為替取引顧客未払金勘定にそれぞれ計上しております。

また、顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第43条の３第１項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第１項第１号に定める金銭信託(顧客区分管理信託)により自己の固有財産と区分して管理しております。当該金銭信託に係る元本は貸借対照表上の外国為替取引顧客分別金信託勘定に計上しております。

③ カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

当社のカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として計上しております。

なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引に係る未決済ポジションを、カウンターパーティ毎、取引明細毎に算定し、これらを決済日毎に合計し損益を相殺した上で、各勘定に計上しております。損益算定日の翌営業日を決済日とするポジションに係る評価益相当額を、貸借対照表上の外国為替取引自己取引未収入金勘定、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替取引自己取引未払金勘定、損益算定日の翌々営業日以降を決済日とするポジションに係る評価益相当額を、貸借対照表上の外国為替取引自己取引差金勘定(資産)、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替取引自己取引差金勘定(負債)にそれぞれ計上しております。

また、当社のカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引における未決済ポジションに係るスワップも、カウンターパーティ毎、取引明細毎に算定し、合算して損益を相殺した上で、評価益相当額を貸借対照表上の外国為替取引自己取引未収入金勘定に、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替取引自己取引未払金勘定にそれぞれ計上しております。

④ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	995,000千円

② 担保に係る債務

短期借入金	3,000,000千円

上記のほか、当社からのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関より支払承諾契約（以下「ボンド・ファシリティ契約」という。）に基づく極度額4,000,000千円とする債務保証を受けており、当該債務保証に対する担保として現金及び預金（定期預金）1,200,000千円を差入れるとともに、顧客区分管理信託契約に基づく信託受益権に係る信託財産のうち、顧客区分管理必要額等控除後の残余財産に対して、金融機関を質権者とする質権を設定しております。

また、ボンド・ファシリティ契約には、主に下記の内容の財務制限条項が付されております。各財務制限条項に抵触した場合には、契約先金融機関の裁量により保証を受けられなくなる可能性があります。

（財務制限条項）

・金融商品取引法第46条の６第１項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200％超に維持すること。

なお、当事業年度末における被保証債務残高及び各財務制限条項への抵触の事実はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　96,660千円

(3) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため当事業年度において取引銀行７行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における借入金未実行残高等は、次のとおりであります。

当座貸越極度額及び コミットメントライン契約の総額	3,300,000千円
借入実行残高	3,100,000千円
差引額	200,000千円

また、当社が契約する当座貸越契約及びコミットメントライン契約には、主に下記の内容の財務制限条項が付されております。各財務制限条項に抵触した場合には、貸出人の要求に基づき各借入金に関して貸出人に対し負担する一切の債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

（財務制限条項）

１．当座貸越契約

金融商品取引法第46条の６第１項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200％超に維持すること。

２.コミットメントライン契約

決算期（第二四半期を含まない。）の末日における単体の自己資本規制比率が200％を下回らせないこと。

なお、当事業年度末における各財務制限条項への抵触の事実はありません。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	6,028千円
短期金銭債務	604,886千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
外国為替取引損益	821,673千円
販売費及び一般管理費	21,826千円
営業取引以外の取引による取引高	8,904千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	80,000株

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	21,682千円
貸倒引当金	3,117千円
賞与引当金	14,753千円
退職給付引当金	10,042千円
役員退職慰労引当金	208,275千円
関係会社株式評価損	164,965千円
その他	27,405千円
繰延税金資産小計	450,242千円
評価性引当額	△373,241千円
繰延税金資産合計	77,001千円
繰延税金負債	
差入保証金	△2千円
繰延税金負債合計	△2千円
繰延税金資産の純額	76,999千円

（追加情報）
法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.2％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年４月１日から平成30年３月31日までのものは30.8％、平成30年４月１日以降のものについては30.5％にそれぞれ変更されております。
なお、この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は4,862千円減少し、法人税等調整額は4,862千円増加しております。

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	JFX株式会社	所有直接100%	外国為替証拠金取引 役員の兼任	外国為替取引損益(注2)	840,116	外国為替取引預り証拠金 外国為替取引顧客差金(資産) 外国為替取引顧客未払金	523,233 507,361 25,680

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）　取引金額及び期末残高には、消費税等が含まれておりません。

（注２）　当社はＪＦＸ株式会社(以下「同社」という。)との間で、同社の顧客が行う外国為替証拠金取引について、同社のカバー取引の相手方として外国為替証拠金取引を行っております。当該取引により得られる利益は、同社の提供資源やリスク負担等に見合った割合で同社に分配しております。

７．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	674円79銭
１株当たり当期純利益	137円16銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９．その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

ヒロセ通商株式会社
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　寺田勝基	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　河津誠司	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　森村照私	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ヒロセ通商株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒロセ通商株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

ヒロセ通商株式会社
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　寺田勝基	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　河津誠司	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　森村照私	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ヒロセ通商株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月23日

ヒロセ通商株式会社　監査役会

常勤監査役　　大 原 理 恵 子　　㊞
社外監査役　　津　田　和　義　　㊞
社外監査役　　籔　内　正　樹　　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当期の剰余金処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また、内部留保を確保しつつ、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき　　金１６円　　総額９２，４９６，０００円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

(1) 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成２６年法律第９０号）が平成２７年５月１日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

併せて、上記の変更に伴う条数の変更、附則の追加その他所要の変更のほか、一部の字句修正を行うものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分です）

現　行　定　款	変　　更　　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）店頭デリバティブ取引またはその媒介、取次ぎもしくは代理に関する業務 （２）市場デリバティブ取引または外国為替市場デリバティブ取引に関する業務 （３）市場デリバティブ取引または外国為替市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理に関する業務 （４）市場デリバティブ取引または外国為替市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎまたは代理に関する業務 （５）通貨の売買またはその媒介、取次ぎもしくは代理に関する業務 （６）商品先物取引業及びこれに付随する業務 （７）各種金融商品または商品先物商品等の企画開発または販売に関する業務 （８）外国為替取引または金融商品等に係る情報提供サービス及びこれに付随する業務 （９）前各号の業務に関するコンピュータシステムの設計、開発、販売、賃貸及びコンサルティングに関する業務 （10）前各号の業務のほか、金融商品取引法そのほかの法律により金融商品取引業者が営むことができる業務 （11）託児所または保育所の運営 （12）前各号に付帯または関連する一切の業務	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に関する業務 （２）市場デリバティブ取引又は外国為替市場デリバティブ取引に関する業務 （３）市場デリバティブ取引又は外国為替市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理に関する業務 （４）市場デリバティブ取引又は外国為替市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理に関する業務 （５）通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に関する業務 （６）商品先物取引業及びこれに付随する業務 （７）各種金融商品又は商品先物商品等の企画開発又は販売に関する業務 （８）外国為替取引又は金融商品等に係る情報提供サービス及びこれに付随する業務 （９）前各号の業務に関するコンピュータシステムの設計、開発、販売、賃貸及びコンサルティングに関する業務 （10）前各号の業務のほか、金融商品取引法その他の法律により金融商品取引業者が営むことができる業務 （11）託児所又は保育所の運営 （12）前各号に付帯又は関連する一切の業務

現　行　定　款	変　　更　　案
（単元未満株主の権利制限） 第８条　［条文省略］ （１）［条文省略］ （２）［条文省略］ （３）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利	（単元未満株主の権利制限） 第８条　［現行どおり］ （１）［現行どおり］ （２）［現行どおり］ （３）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
（株式取扱規則） 第10条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、そのほか株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第10条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
（基準日） 第11条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ２　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。	（基準日） 第11条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ２　前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（招集権者及び議長） 第13条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、ほかの取締役が招集する。 2　株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、ほかの取締役が議長となる。	（招集権者及び議長） 第13条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるとき は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2　株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第14条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第14条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（決議の方法） 第15条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2　［条文省略］	（決議の方法） 第15条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2　［現行どおり］

現　行　定　款	変　　更　　案
（議決権の代理行使） 第16条　株主は、当会社の議決権を有するほかの株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。 ２　前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。	（議決権の代理行使） 第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。 ２　前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。
（議事録） 第17条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにそのほか法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。	（議事録） 第17条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、８名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。 ２　当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、５名以内とする。
［新　　設］	
（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　［条文省略］ ３　［条文省略］	（取締役の選任） 第20条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 ２　［現行どおり］ ３　［現行どおり］

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、ほかの在任取締役の任期の満了する時までとする。 ［新　　設］ ［新　　設］	（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ３　補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。 ４　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第22条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 ２　［条文省略］ ３　［条文省略］	（代表取締役及び役付取締役） 第22条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。 ２　［現行どおり］ ３　［現行どおり］
（取締役会の招集権者及び議長） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、ほかの取締役が招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
［新　　設］	（業務執行の決定の取締役への委任） 第27条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録） 第27条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにそのほか法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（取締役会の議事録） 第28条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役会規程） 第28条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。	（取締役会規程） 第29条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（取締役の報酬等） 第29条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第30条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
第30条　［条文省略］	第31条　［現行どおり］
第５章　監査役及び監査役会	［削　　除］
（監査役及び監査役会の設置等） 第31条　当会社は、監査役及び監査役会を置く。	［削　　除］
（監査役の員数） 第32条　当会社の監査役は、４名以内とする。	［削　　除］
（監査役の選任） 第33条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。	［削　　除］
２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	［削　　除］

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役の任期） 第34条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	［削　　除］
２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	［削　　除］
（常勤の監査役） 第35条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	［削　　除］
（監査役会の招集通知） 第36条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	［削　　除］
（監査役会の決議の方法） 第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	［削　　除］
（監査役会の議事録） 第38条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにそのほか法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	［削　　除］

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役会規程） 第39条　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	［削　　除］
（監査役の報酬等） 第40条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	［削　　除］
（監査役の責任免除） 第41条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	［削　　除］
２　当会社は、監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	［削　　除］
［新　　設］	第５章　監査等委員会
［新　　設］	（監査等委員会の設置） 第32条　当会社は、監査等委員会を置く。

現　行　定　款	変　　更　　案
［新　　設］	（常勤の監査等委員） 第33条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
［新　　設］	（監査等委員会の招集通知） 第34条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
［新　　設］	（監査等委員会の決議の方法） 第35条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
［新　　設］	（監査等委員会の議事録） 第36条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
［新　　設］	（監査等委員会規則） 第37条　監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第42条～第44条　［条文省略］	第38条～第40条　［現行どおり］

現　行　定　款	変　　更　　案
（会計監査人の報酬等） 第45条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第41条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第46条　［条文省略］	第42条　［現行どおり］
（期末配当金） 第47条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。	（期末配当金） 第43条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。
（中間配当金） 第48条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	（中間配当金） 第44条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
第49条　［条文省略］	第45条　［現行どおり］

現　行　定　款	変　　更　　案
［新　　設］	附　　則
［新　　設］	（監査役の責任免除に関する経過措置） １　当会社は、第13期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
［新　　設］	２　第13期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第２項の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）８名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（８名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を発するものとします。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	細合（ほそあい）　俊一（としかず） （昭和23年12月３日生）	昭和50年６月　近畿配達株式会社　入社 昭和57年１月　北辰商品株式会社　入社 平成16年３月　当社設立　代表取締役社長（現任） 平成27年６月　HIROSE FINANCIAL UK LTD. 取締役（現任）	674,000株
2	衣川（きぬがわ）　貴裕（たかひろ） （昭和53年１月６日生）	平成12年４月　米常商事株式会社　入社 平成14年８月　丸村株式会社　入社 平成16年５月　当社　入社 平成19年５月　当社　取締役業務IT担当 平成19年10月　当社　取締役管理本部担当 平成20年２月　当社　取締役内部管理部長 平成21年６月　JFX株式会社　取締役(現任) 平成24年10月　HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役(現任) 平成26年10月　Hirose Financial MY Limited 取締役(現任) 平成27年６月　HIROSE FINANCIAL LIMITED 取締役(現任) 平成27年６月　当社　専務取締役内部管理部長(現任)	196,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	友延(とものべ)　雅昭(まさあき) (昭和42年９月23日生)	平成元年４月　北辰商品株式会社　入社 平成９年８月　米常商事株式会社　入社 同社　営業部次長 平成14年９月　丸村株式会社入社 平成16年３月　当社設立　取締役監査担当 平成19年10月　当社　取締役内部監査室担当 平成20年２月　当社　取締役本部長 平成20年６月　当社　常務取締役業務本部長(現任) 平成26年10月　Hirose Financial MY Limited 取締役(現任) 平成27年６月　HIROSE FINANCIAL UK LTD. 取締役(現任)	437,000株
4	松田(まつだ)　弥(わたる) (昭和33年８月19日生)	昭和54年２月　浦西税務会計事務所　入所 平成２年12月　米常商事株式会社　入社 平成15年５月　丸村株式会社　入社 平成16年６月　当社入社　管理部長 平成19年５月　当社　取締役管理部長 平成19年10月　当社　取締役総務本部担当 平成20年２月　当社　取締役管理部長 平成22年６月　JFX株式会社　取締役(現任) 平成26年４月　当社　取締役管理本部長兼総務部長(現任)	216,800株
5	石原(いしはら)　愛(あい) (昭和51年１月16日生)	平成６年４月　株式会社美卸社　入社 平成８年11月　西友商事株式会社　入社 平成10年４月　株式会社ユニテックス　入社 平成11年８月　米常商事株式会社　入社 平成14年８月　丸村株式会社　入社 平成16年５月　当社　入社 平成19年10月　当社　業務本部統括部長 平成20年２月　当社　取締役業務部長(現任)	236,800株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	松井（まつい） 隆司（たかし） （昭和51年10月７日生）	平成13年４月　米常商事株式会社　入社 平成14年８月　丸村株式会社　入社 平成16年５月　当社　入社 平成19年10月　当社　業務部長 平成20年２月　当社　取締役経営企画室長（現任） 平成28年４月　株式会社らいおん保育園 代表取締役社長（現任）	216,800株
7	野市（のいち） 裕作（ゆうさく） （昭和53年７月31日生）	平成13年４月　米常商事株式会社　入社 平成14年９月　丸村株式会社　入社 平成16年５月　当社　入社 平成19年10月　当社　管理部長 平成20年２月　当社　取締役広報部長(現任) 平成24年12月　HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役(現任)	226,800株
8	古草（ふるくさ） 鉄也（てつや） （昭和29年12月21日生）	昭和53年４月　日通商事株式会社　入社 昭和56年９月　ファースト・インター・ステイト銀行入行 昭和59年３月　ロイズ銀行　入行 昭和63年２月　アービング銀行　入行 平成２年４月　カナダコマース銀行　入行 ディレクター 平成８年７月　カナダロイヤル銀行　入行 ディレクター 平成11年７月　コメルツ銀行　入行 ディレクター 平成15年５月　サクソ銀行　入行 平成17年２月　上田ハーロー株式会社　入社 ＣＯＯ　外貨保証金事業部長 平成25年４月　当社　社外取締役 平成25年６月　当社　取締役市場管理担当（現任）	―株

（注）　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を発するものとします。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おおはら　りえこ 大原　理恵子 （昭和50年８月13日生）	平成25年９月　司法試験　合格 平成25年11月　最高裁判所　司法研修所　入所 平成27年３月　当社　入社 平成27年６月　当社　監査役（現任）	―株
2	つだ　かずよし 津田　和義 （昭和41年１月13日生）	平成２年10月　太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 平成10年10月　株式会社稲田商会取締役 平成12年10月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）入所 平成15年８月　株式会社エム・エム・ティー取締役 平成20年３月　株式会社ブレイントラスト設立代表取締役（現任） 津田和義公認会計士・税理士事務所開設　代表（現任） 平成20年８月　当社　社外監査役（現任） 平成22年９月　アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社　社外監査役（現任）	―株
3	やぶうち　まさき 籔内　正樹 （昭和48年10月３日生）	平成13年10月　宮内法律事務所　入所 平成18年６月　近畿財務局（任期付公務員） 平成22年４月　籔内法律事務所開設代表（現任） 平成22年９月　当社　社外監査役（現任）	―株

（注）１　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２　津田和義氏及び籔内正樹氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は津田和義氏及び籔内正樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

３　大原理恵子氏は、平成27年６月から監査役を務め当社事業に精通しており、また、法律に関する専門知識を有していることから、経営の監視、監査体制の強化等、監査等委員の役割を十分に果たすことが期待されるため、候補者といたしました。

４　津田和義氏は、平成20年８月から社外監査役を務め当社事業に精通しており、また、公認会計士として財務及び会計に関

する相当程度の知見を有していることから、財務報告全般についての監視、監査体制の強化等、監査等委員の役割を十分に果たすことが期待されるため、候補者といたしました。

5　籔内正樹氏は、平成22年９月から社外監査役を務め当社事業に精通しており、また、弁護士としての高度な専門知識を有していることから、監査等委員の役割を十分に果たすことが期待されるため、候補者といたしました。

6　本議案が原案どおり承認された場合、当社と各候補者との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。なお、各候補者は、監査役として、当社との間で同様の契約を締結しております。

第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

当社取締役の報酬額は、平成25年６月27日開催の第10期定時株主総会において年額1,000百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とご承認いただき、今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1,000百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は８名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を発するものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額100百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を発するものとします。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区本町三丁目６番12号
セントレジスホテル大阪　11階　アスター ボールルーム

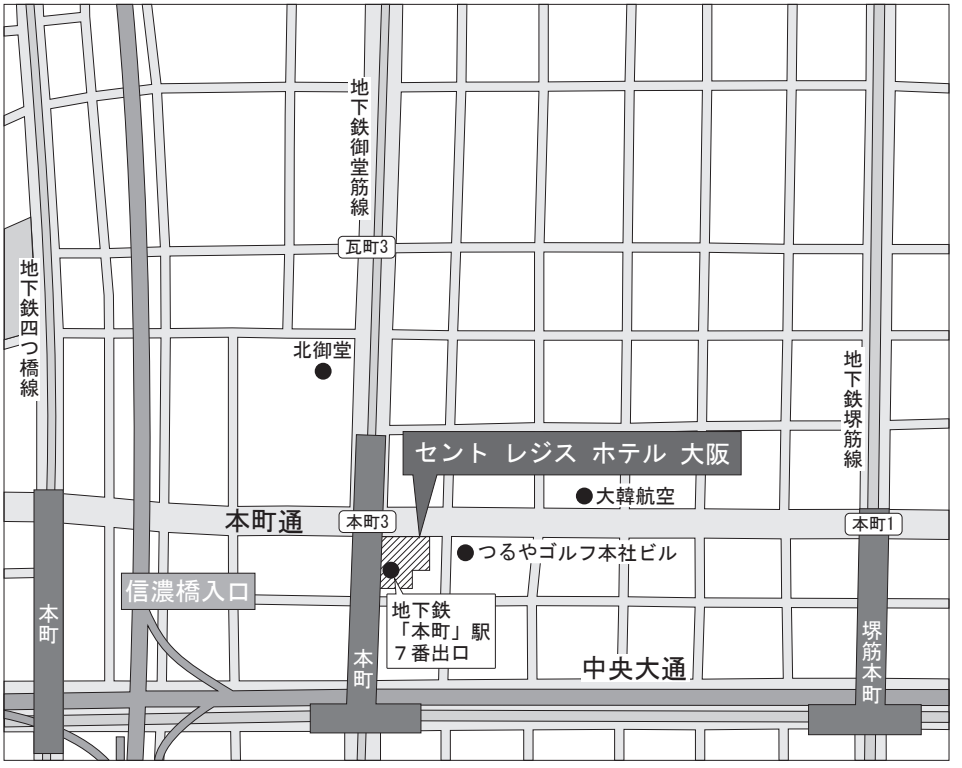

交通　地下鉄御堂筋線「本町」駅下車、７番出口すぐ。

＊誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。